別表第１

鳥栖市エコ・ショップ認定要件（販売店用）

必須項目

☑	取　組　内　容
□	店舗から出るごみの分別を徹底し、資源物のリサイクルを実施している。
□	冷暖房時、店舗内の温度の適正化を徹底している。 （冷房機２８度、暖房機２０度を目安に設定している。）
□	従業員控室、トイレ等の照明の消費電力を抑える工夫をしている。（こまめに消灯をすること、日中は照明を消すこと、照明の数を減らすこと、ＬＥＤ照明を利用すること等）

推奨項目

☑	取　組　内　容
□	簡易包装を推進している。
□	レジ袋を使用しない買い物客を優遇するサービスを実施している。
□	詰替え製品、リターナブル容器入り製品を積極的に販売している。
□	商品のばら売り、量り売りを実施している。
□	販売品等の修理サービスを実施している。
□	商品販売時に中古品の下取り・引取りサービスを実施している。
□	資源物を店頭で回収し、リサイクルしている。 □ペットボトル　□びん　□アルミ缶　□スチール缶　□雑誌　□新聞 □紙パック　□白色トレイ　□その他（　　）
□	廃棄物の管理責任者を設置している。
□	日常的に節水を徹底している。
□	店舗内外の緑化を推進している。
□	従業員が、通勤、外出の手段として徒歩、自転車、公共交通機関の利用に努めている。
□	照明器具・空調器具以外の部分で省エネに取り組んでいる。（ガス、石油、電気等の使用量の削減）
□	環境保全に関する啓発ポスター等を掲示している。
□	従業員への環境教育に取り組んでいる。
□	店舗周辺の清掃活動を月に１回以上実施している。
□	店舗周辺以外の清掃活動に参加している。
□	市民の環境保全団体の活動を支援している。（人材派遣、活動場所の提供、経済的支援等）
□	清掃活動以外で市の事業に協力している。（環境月間の活動報告書の提出等）
□	上記以外の取組（　　）